

## 現施設の管理値

### 1. 放流水の水質等

- 1) 放流量 1, 070 m<sup>3</sup>/日以下
- 2) 放流水質
- |       |      |                                   |
|-------|------|-----------------------------------|
| pH    |      | 5.8～8.6                           |
| BOD   | 日間平均 | 8 mg/L 以下                         |
| COD   | 日間平均 | 20 mg/L 以下                        |
| 浮遊物質  | 日間平均 | 10 mg/L 以下                        |
| 全窒素   | 日間平均 | 60 mg/L 以下<br>(32.1 kg/日以下 総量規制値) |
| 全リン   | 日間平均 | 8 mg/L 以下<br>(2.1 kg/日以下 総量規制値)   |
| 色度    | 日間平均 | 30 度 以下                           |
| 大腸菌群数 | 日間平均 | 1000 個/cm <sup>3</sup> 以下         |
- 3) 放流地点 吉野川

### 2. 騒音

項目		基準値
騒音 <sup>注1)</sup>	AM7:00～PM7:00	55 dB
	AM5:00～AM7:00	50 dB
	PM7:00～PM10:00	
	PM10:00～AM5:00	45 dB

注) 徳島県告示第二百十九号「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件」による。

注1) 関係法令による地域指定を受けていないが、第二種区域の規制値を採用。

### 3. 振動

項目		基準値
振動 <sup>注1)</sup>	AM7:00～PM7:00	60 dB
	PM7:00～AM7:00	55 dB

注) 徳島県告示第二百二十四号「特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件」による。

注1) 関係法令による地域指定を受けていないが、第一種区域の規制値を採用。

## 4. 悪臭

### 1) 敷地境界線の地表

特定悪臭物質	規制値 (ppm)
アンモニア	1.5
メチルメルカプタン	0.003
硫化水素	0.05
硫化メチル	0.03
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注) 徳島県告示第二百四十九号「悪臭防止法の規定による規制基準を定める件」による。

### 2) 脱臭装置排出口

悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He2 \cdot Cm$

硫化水素	この式において、 $q$ 、 $H_e$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。 $q$ ：流量（単位温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時） $H_e$ ：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ（単位メートル） $C_m$ ：敷地境界の規則基準として定められた値（単位百万分率） ※補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合についてはこの式は適用しないものとする。
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

注) 徳島県告示第二百四十九号「悪臭防止法の規定による規制基準を定める件」による。

### 3) 放流水

規制対象となる 特定悪臭物質	基準値[mg/ℓ]		
	$Q_i \leq 0.001$	$0.001 < Q_i \leq 0.1$	$0.1 < Q_i$
メチルメルカプタン	0.05	0.01	0.002
硫化水素	0.3	0.06	0.001
硫化メチル	1	0.2	0.04
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

注) 徳島県告示第二百四十九号「悪臭防止法の規定による規制基準を定める件」による。

## 5. 沈砂

民間委託にて沈砂槽からの引き抜き、場外搬出処分を行う。

## 6. し渣

含水率60%以下に脱水してホッパに貯留した後、焼却処理を行う。